

令和元年11月12日

報道関係者各位

令和元年6月1日時点の 障害者雇用状況の修正について

令和元年9月2日付け事務連絡、千葉労働局職業安定部職業対策課長発信の『令和元年障害者任免状況通報における「常時勤務する職員」の確認等について』文書通知に基づき、本市における法定雇用率を再度集計した結果、本年6月時点での法定雇用率に基づく法定雇用障害者数が未達となりましたので、報告します。

1. 通知の内容

障害者雇用率算定の基礎となる「常時勤務する職員」に関し、各地方公共団体等から寄せられた疑義、回答を厚生労働省において取りまとめたことから、修正等がある場合は、令和元年6月1日時点として千葉労働局に通報していた障害者雇用状況について、差し替えの提出を依頼されたもの。

2. 今回明確に示された「常時勤務する職員」について

臨時の職員（非常勤職員）で任期の更新の有無が明示されていない場合であっても、翌年も予算が付けば更新される可能性が実態としてあれば算定の対象となる。

3. これまでの本市における雇用率算定

障害者雇用率算定に際し、正規職員（週20時間以上勤務の再任用職員を含む）及び臨時の職員のうち予め最長3年の雇用としているチャレンジオフィスに勤務する者を算定対象とし、その他の臨時の職員は、任用期間が6カ月以内、又は1年以内であるため、算定対象としておりませんでした。

4. 再集計の結果

今回明確にされた「常時勤務する職員」の取扱いに基づき、障がい者手帳の保持者の確認範囲を週20時間以上勤務する臨時の職員を含め再調査の上、集計した結果、市において1.5人の不足、教育委員会では3人の不足となったため修正いたしました。

なお、本市では現在、令和2年4月1日付職員採用試験において障がい者枠を設け試験を実施している他、今後も雇用率達成に努めてまいります。

問合せ先
総務部人事課
担当：島本博幸（課長）、秋田兼利（係長）
電話：047-451-1151内線249